

岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
第5期（令和3年度～7年度）

本編

令和5年3月

岡 崎 市

内容

I	背景	2
1	気候変動の影響	2
2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
3	地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
4	本市のこれまでの取組	6
II	基本的事項	7
1	目的	7
2	対象とする範囲	7
3	対象とする温室効果ガス	7
4	計画期間	8
5	上位計画及び関連計画との位置付け	8
III	温室効果ガスの排出状況	9
1	第4期温室効果ガス排出量の推移	9
2	「温室効果ガス総排出量」	11
3	温室効果ガスの排出量の増減要因	12
IV	温室効果ガスの排出削減目標	13
1	目標設定の考え方	13
2	温室効果ガスの削減目標	13
V	目標達成に向けた取組	15
1	取組に関する重点目標	15
2	具体的な取組内容	16
VI	進捗管理体制と進捗状況の公表	29
1	推進体制	30
2	公表	31
3	計画の見直し	31

I 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年（令和 3 年）8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に固定されない全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年（平成 30 年）に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年（令和 32 年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年（令和 32 年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年（令和 2 年）10 月、我が国は、2050 年（令和 32 年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラル、

脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年（令和 3 年）4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度（令和 12 年度）の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度（平成 25 年度）比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年（令和 3 年）6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年（令和 32 年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地球温暖化対策計画に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年（令和 3 年度）6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年（令和 3 年度）10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度）から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度（令和 12 年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021 年（令和 3 年）10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を、2030 年度（令和 12 年度）までに 50%削減（2013 年度比）とすることに見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度（令和 7 年度）までに 95%、2030 年度（令和 12 年度）までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年（令和 32 年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年（令和元年）9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年（令和 5 年）2 月末時点においては 871 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 2,000 万人を超える計算になります。

[illegible]

出典：環境省 地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況

4 本市のこれまでの取組

本市はこれまで 2001 年（平成 13 年）に、岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「岡崎市事務事業編」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。計画期間を 5 年とし、4 回の改訂をおこなってきましたが、地球温暖化対策計画において温室効果ガス排出削減目標が引き上げられたことを受け、岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「岡崎市区域施策編」という。）の削減目標も改正すること、また、政府実行計画が改定されたことなども受け、岡崎市事務事業編を改訂するものです。

岡崎市の取組	
1999 年	「エコオフィスプラン岡崎」策定
2000 年	ISO14001 認証取得
2001 年	「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画」策定 （事務事業編 第 1 期）
2006 年	「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画（エコオフィス・エコチャレンジ 岡崎）」改訂 （事務事業編 第 2 期）
2009 年	岡崎市域温室効果ガス排出量推計 ISO14001 自己宣言方式に変更
2010 年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
2011 年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂 （事務事業編 第 3 期）
2016 年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂 （事務事業編 第 4 期）
2018 年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改訂
2020 年	ゼロカーボンシティを目指すことを表明
2021 年	「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改訂 （事務事業編 第 5 期） 「ゼロカーボンシティ推進本部」を設置 「ゼロカーボンシティ推進室」を新設
2022 年	「ゼロカーボンシティ推進課」を新設 脱炭素先行地域に選定

Ⅱ 基本的事項

1 目的

岡崎市事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化対策計画に即して、岡崎市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

出先機関等を含めた本市が管轄する組織及び施設等におけるすべての事務及び事業並びに指定管理者制度及び PFI による管理施設について対象とします。ただし、外部への委託等による事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとします。

3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法が対象としている次の 7 種類の温室効果ガスのうち、本市の事務及び事業に該当しない、又は対象とすることが適当でないものは除外します。

表 2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス種類		人為的な発生源		排出係数
対象ガス	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	供給された電気の使用、燃料（灯油、都市ガス等）の燃焼、自動車用ガソリンの使用等	1
		非エネルギー起源	一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却	
	メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、燃料の使用・し尿処理等		25
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、燃料の使用、し尿処理等		298
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等		1,430
対象外	パーフルオロカーボン（PFC）			
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）			
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）			

4 計画期間

現行の岡崎市事務事業編の計画期間（第5期）を引き継ぎ、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）末までを計画期間とします。岡崎市区域施策編に定められた中期目標年度となっている2030年度（令和12年度）を考慮して計画を策定します。

項 目	年 度								
	2013	...	2021	2022	2023	2024	2025	...	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				目標 年度		参考 年度
計画期間			→						

図 2 計画期間のイメージ

5 上位計画及び関連計画との位置付け

岡崎市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び岡崎市環境基本計画に即して策定します。

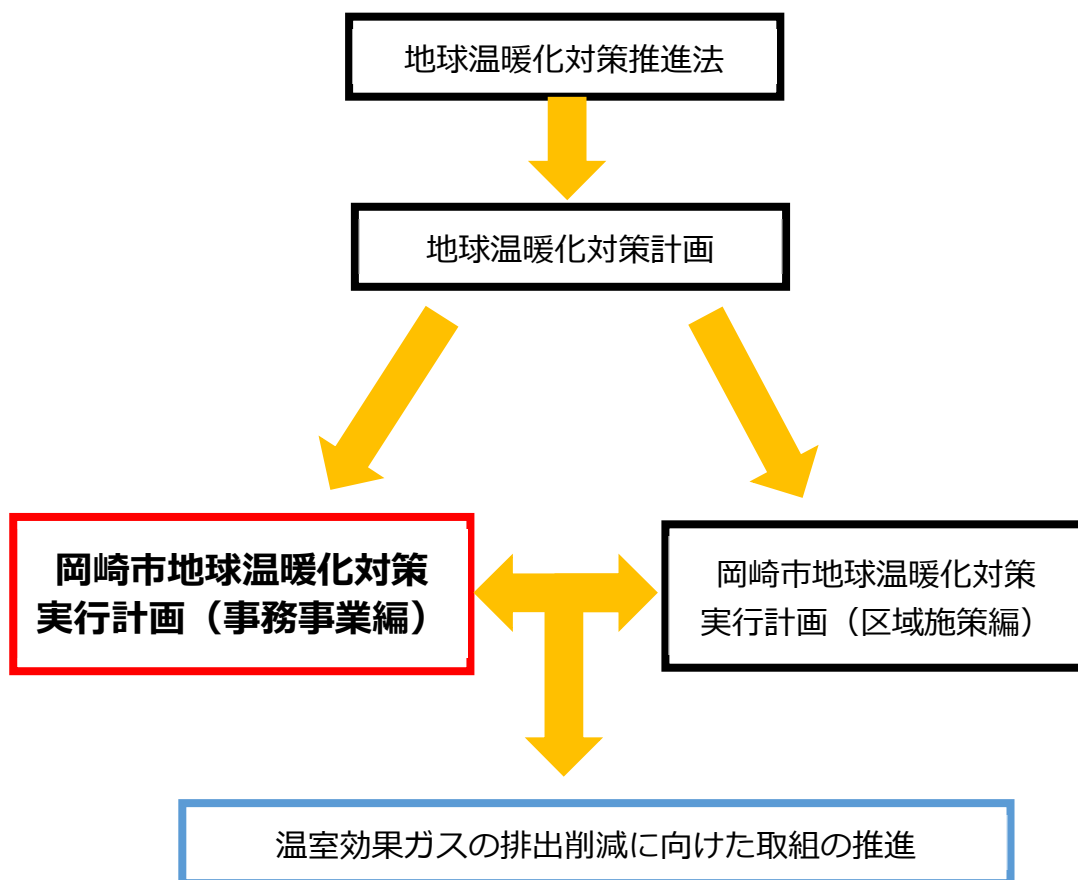


図 3 岡崎市事務事業編の位置付け

Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

1 第4期温室効果ガス排出量の推移

第4期の目標年度である2020年度（令和2年度）において、削減目標6%（基準年度2014年度（平成26年度））のところで25%削減でき、目標を達成できました。

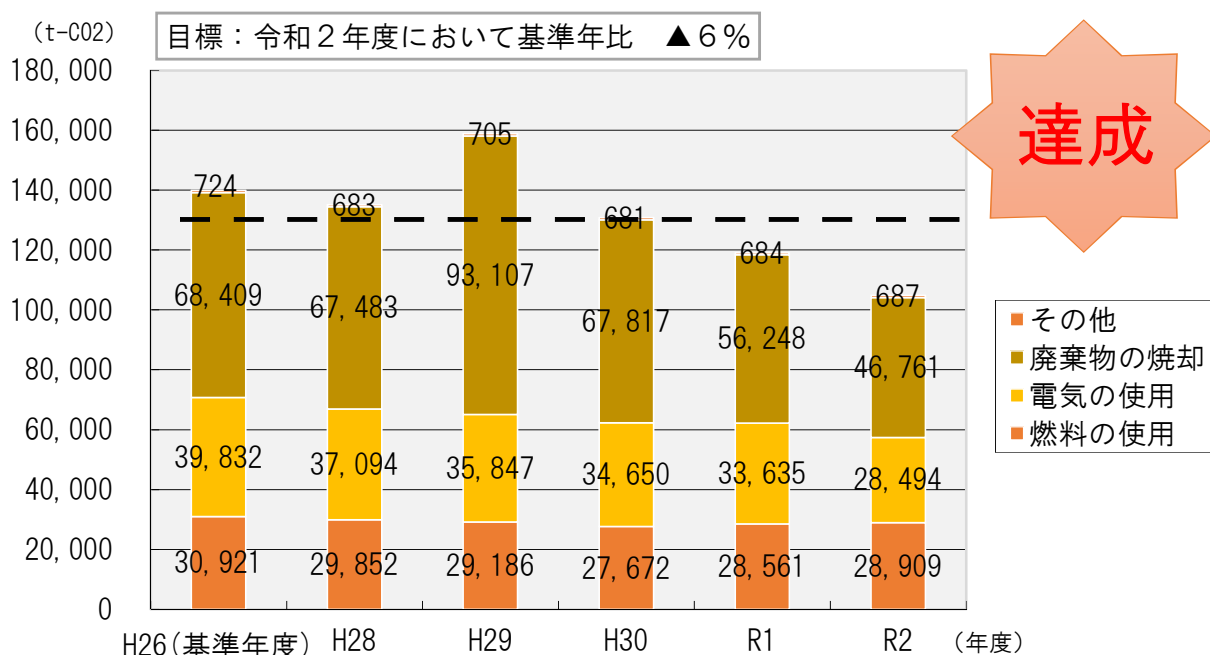


図4 第4期温室効果ガス排出量の推移

(1) 廃棄物の焼却を除く市施設からの温室効果ガス排出量推移

第4期の目標年度である2020年度（令和2年度）において基準年度2014年度（平成26年度）に対して6%の温室効果ガス排出量の削減という目標を達成できました。

2014年度（平成26年度）の廃棄物の焼却を除く市施設からの温室効果ガス排出量71,477t-CO₂に対して、2020年度（令和2年度）は58,090t-CO₂で、18.7%の削減となっています。

これらの削減要因は、株式会社岡崎さくら電力の設立に伴う同社からのCO₂排出係数の低い電力の調達その他、岡崎市民病院旧棟の空調設備や男川浄水場の建替えに伴う機器等の更新並びに施設や街路灯などのLED化と考えております。これらにより、エネルギーの効率化を図り、電気使用量の大幅削減につながりました。また、感染症拡大に起因する施設稼働率の低下に伴うエネルギー使用量の減少や職員個々の努力も影響しているものと考えております。

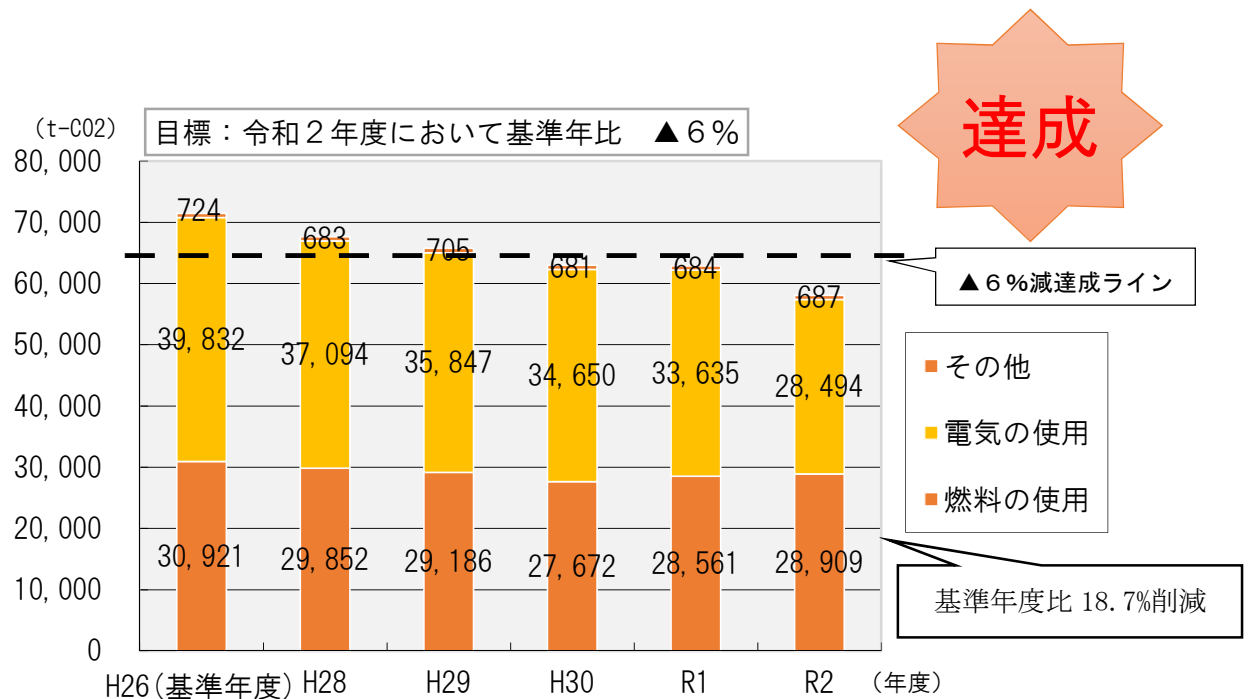


図 5 廃棄物の焼却を除く市施設からの温室効果ガス排出量推移

(2) 廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量推移

第4期の目標年度である2020年度（令和2年度）において基準年度2014年度（平成26年度）に対して6%の温室効果ガス排出量の削減という目標を達成できました。

2014年度（平成26年度）の廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量68,409t-CO₂に対して、2020年度（令和2年度）は46,761t-CO₂で、31.6%の削減となっています。

2017年度（平成29年度）は、焼却処理を行う廃棄物への廃プラスチック類の混入率（「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック」に準じた組成分析に基づき毎年算出。）が著しく高く、温室効果ガス排出量が大幅に増大しました。しかし、2019年度（令和元年度）は市民及び事業者へのごみ分別啓発を充実させること等により、廃プラスチック類の分別徹底が図られたことが主な要因だと考えられます。

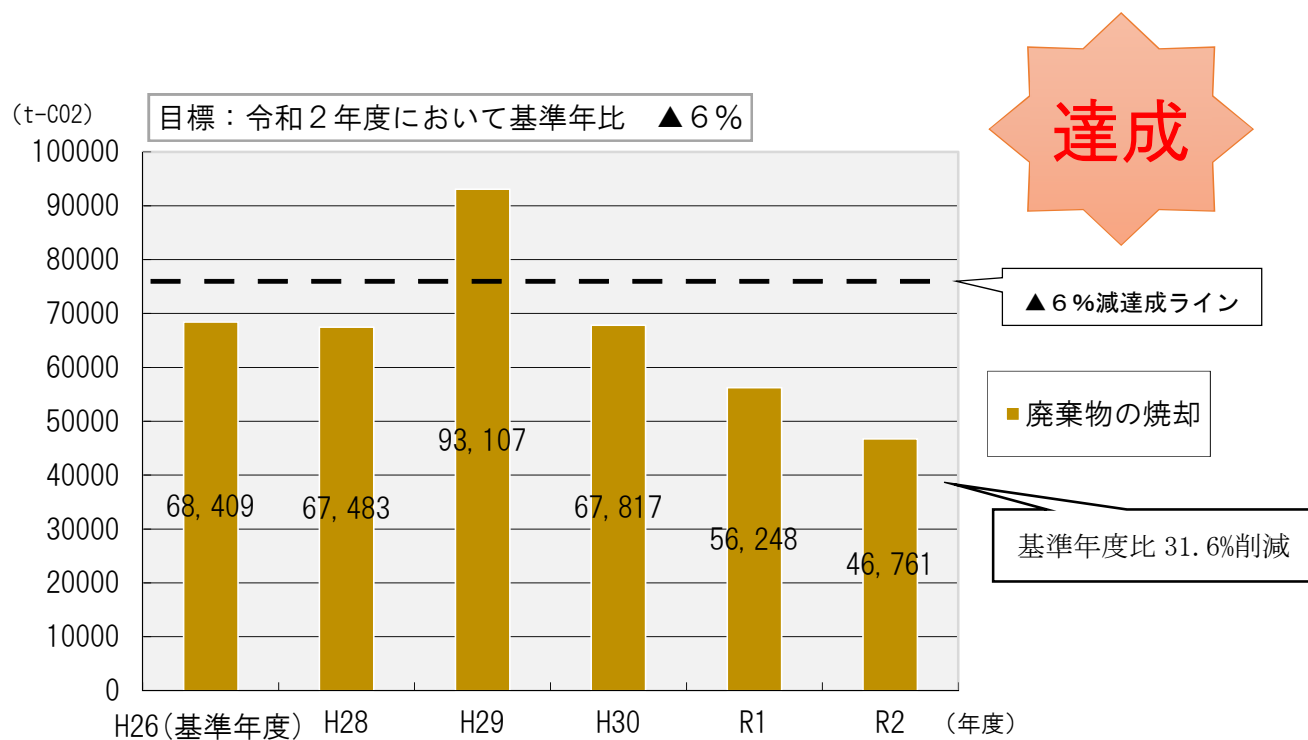


図 6 廃棄物の焼却からの温室効果ガス排出量推移

2 「温室効果ガス総排出量」

岡崎市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2013 年度（平成 25 年度）において、115,838t-CO₂ となっています。

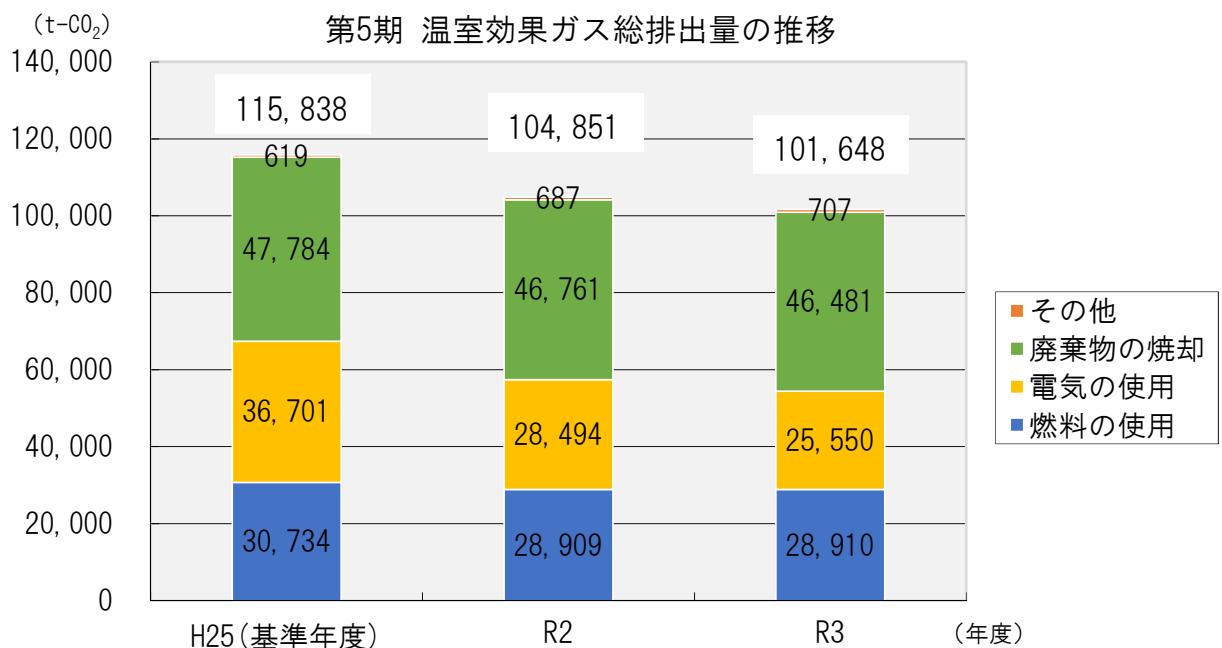


図 7 岡崎市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

3 温室効果ガスの排出量の増減要因

岡崎市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

(1) 増加要因

- ・ 小中学校へのエアコン設置に伴うエネルギー消費の増大
- ・ 機器の経年劣化に伴うエネルギー消費の増大

(2) 減少要因

- ・ 株式会社岡崎さくら電力の設立に伴う同社からの CO₂ 排出係数の低い電力の調達
- ・ 岡崎市民病院旧棟の空調設備や男川浄水場の建替えに伴う機器等の更新
- ・ 施設や街路灯などの LED 化
- ・ 感染症拡大に起因する施設稼働率の低下に伴うエネルギー使用量の減少
- ・ 職員個々の努力

Ⅳ 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

上位計画等を踏まえて、岡崎市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

2030 年度（令和 12 年度）における岡崎市区域施策編の温室効果ガス削減目標（中期目標）は 2013 年度（平成 25 年度）比 50%減とされています。

岡崎市事務事業編は、2001 年度（平成 13 年度）から 5 か年計画で進めており、第 5 期は 2014 年度（平成 26 年度）を基準年度としていました。今回の改訂においては、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度と定め、岡崎市区域施策編の中期目標 2030 年度（令和 12 年度）を参考年度とし、2025 年度（令和 7 年度）を目標年度とします。

温室効果ガスの削減目標は、地球温暖化対策実行計画の 2030 年度（令和 12 年度）における削減目標となっている業務その他部門（※ 1）51%減、非エネルギー部門（※ 2）15%減を参考とします。そのため、業務その他部門に分類される廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量と非エネルギー部門に分類される廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量に分けてそれぞれ設定します。また、業務その他部門に分類される廃棄物の焼却に使用される燃料の内、コークスによる温室効果ガス排出量を廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量から分けて設定します。

廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの排出量は、2025 年度（令和 7 年度）に 33%減を目標とし、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量は 2025 年度（令和 7 年度）に 10%減を目標とします。これによる岡崎市事務事業編における温室効果ガスの総排出量の削減目標は 2025 年度（令和 7 年度）に 23%減となります。

※ 1 業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出。

※ 2 非エネルギー部門：ごみ中の廃プラスチック類の燃焼などにより排出される温室効果ガスの排出。

表 3 温室効果ガスの削減目標

項 目		基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2025 年度)	参考年度 (2030 年度)
温室効果ガス の排出量 (廃棄物除く)		68,054 t-CO ₂	45,753 t-CO ₂	37,987 t-CO ₂
削減率		—	33%	44%
内 訳	コークス以外	50,208 t-CO ₂	31,476 t-CO ₂	24,602 t-CO ₂
	削減率	—	37%	51%
	コークス	17,846 t-CO ₂	14,277 t-CO ₂	13,385 t-CO ₂
	削減率	—	20%	25%
温室効果ガス の排出量 (廃棄物)		47,784 t-CO ₂	43,006 t-CO ₂	40,616 t-CO ₂
削減率		—	10%	15%
温室効果ガス の排出量 (合計)		115,838 t-CO ₂	88,759 t-CO ₂	78,603 t-CO ₂
削減率		—	23%	32%

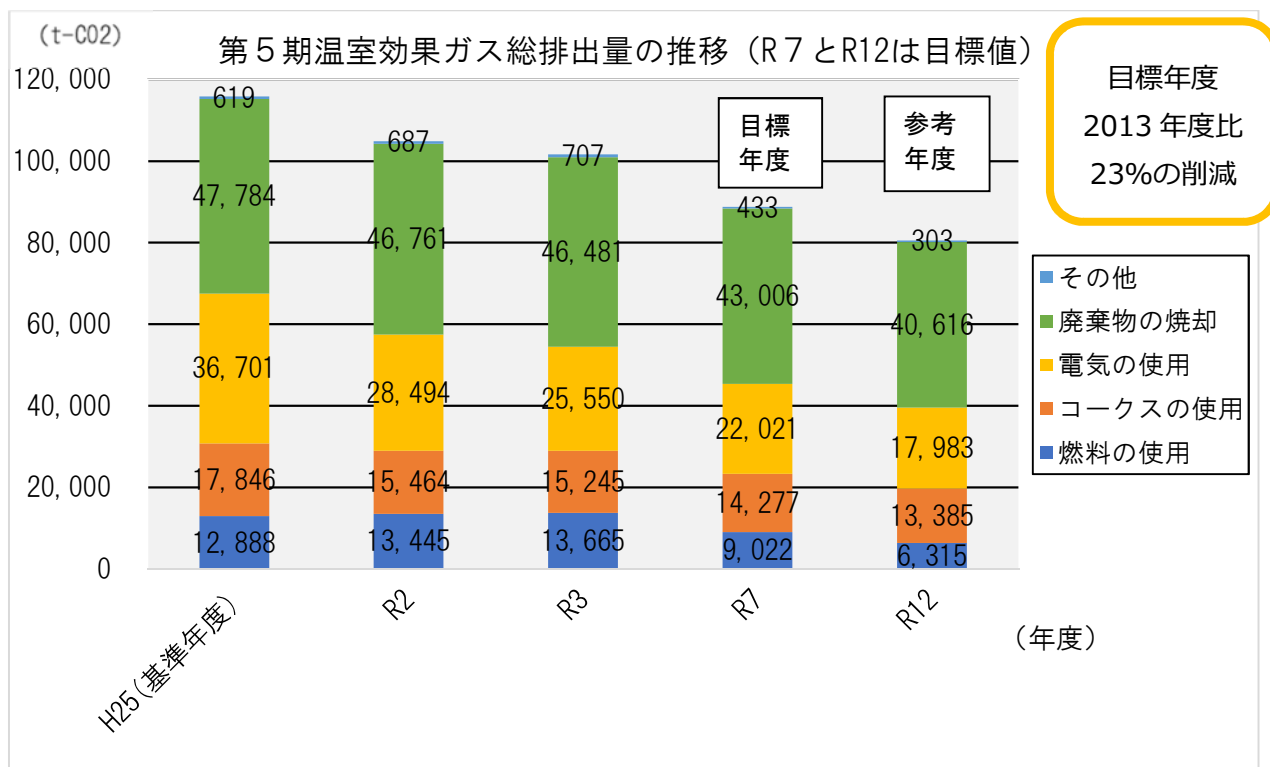


図 8 温室効果ガスの削減目標

V 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの削減に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の取組の実施に向けて最大限努めます。

1 取組に関する重点目標

(1) 太陽光発電の最大限の導入（再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組）

2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

(2) 新築建築物のZEB化（建築物の建築・管理等に当たっての取組）

今後予定する新築事業については、国土交通省が定めた「官庁施設の環境保全性基準（令和4年改定）」に準じて、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度（令和12年度）までに新築建築物の平均でZEB Ready相当になることを目指します。

また、公共施設のZEB化について検討するための仕組みを構築するなどして、推進に努めます。

(3) 電動車の導入（財やサービスの購入・使用に当たっての取組）

本市の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・既存の車の更新については電動車とし、2030年度（令和12年度）までに電動車の導入率を30%以上とすることを目指します。

(4) 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進（その他の事務事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮）

市の事務事業から排出される廃棄物の発生抑制、再使用に努めます。やむを得ず廃棄する場合は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図り、資源の有効活用を促進するとともに、廃棄物として処分される量の削減を図ります。

(5) 職員に対する脱炭素意識の向上（ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等）

GX（グリーントランスフォーメーション）（※3）を推進するとともに、職員へのワークライフバランスの確保、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。

(6) 地球温暖化対策計画の施策に準じた行動の推進

市の事務事業は、地球温暖化対策計画で定められた内容に準じて実施します。

- ※3 GX（グリーントランスフォーメーション）：2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革のこと。

2 具体的な取組内容

(1) 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

ア 太陽光発電の最大限の導入

(ア) 太陽光発電の整備方針及び目標

本市が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、避難所には太陽光発電設備の導入100%を目指します。

① 本市が新築する庁舎等の建築物における整備

本市が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底します。

② 本市が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

i) 本市が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底します。

ii) 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合を言います。これらの場合を除き、保有する既存の庁舎等の建築物及び土地について、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物及び土地を整理した上で、太陽光発電の計画的な導入に取り組みます。

<例>

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）で一部の基準に対して除外とされている建築物（簡易な構造の建築物、屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物、仮設建築物など、基準の除外対象であるため、構造強度・耐荷重不足が想定される建築物）

- ・ 文化財保護法、都道府県や市町村の文化財保護条例に該当する建築物
 - ・ 民間団体と建築物の一部を共有しているなどの独立して管理していない建築物
 - ・ 床面積が 20 m²未満の建築物
- iii) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、建築物自体の水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮します。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮します。
- iv) 特に、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、2030 年度（令和 12 年度）に約 50%以上の太陽光発電設備を設置するという指標を設定し、「公共施設等への再生可能エネルギー導入目標策定業務（令和 4 年度）」を参考に計画的に取り組みます。建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置（例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど）についても積極的に検討します。これらの検討の結果、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に可能性の再考を行います。

<太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項>

- i) 太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮します。
- ii) 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、PPA モデル（※ 4）の活用も検討します。
- iii) 太陽光発電設備の設置に関して、市民への周知についても考慮するとともに、発電量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮します。

※ 4 PPA モデル：事業者が、電力の需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、

設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要である。

イ 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- (ア) 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入します。
- (イ) 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、本市の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入します。

(2) 建築物の建築、管理等に当たっての取組

ア 建築物における省エネルギー対策の徹底

- (ア) 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮して整備します。
- (イ) 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当（※5）以上としつつ、2030 年度（令和 12 年度）までに、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当（※6）となることを目指します。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位の ZEB 基準を満たすものとします。

ただし、利用頻度の低い建築物等、省エネルギー効果を得られないことが明らかな場合は対象外とします。
- (ウ) 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図ります。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努めます。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を原則講ずるものとし、省エネ基準を超える ZEB 等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとします。

なお、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進します。

- (エ) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行います。

- ① 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への更新を図る。
- ② 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- (オ) 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - ① 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 20 度程度）を図ることを一層徹底する。
 - ② 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用します。
 - ③ 日々の気温やそれぞれのワークスタイル、仕事環境等に応じた適正な温度での空調使用とともに、各自の判断による快適で働きやすい軽装に取り組む。また、地球環境に配慮したサステナブルファッションに取り組む。
 - ④ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努めます。
 - ⑤ 空調設備の運転終了時間の繰り上げを行い、予熱を利用します。
 - ⑥ 未使用期間の通電 OFF を一層徹底します。
- (カ) 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進します。
- (キ) 省エネルギー診断（※ 7）の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の基本方針及び以下の方針に基づき進めます。
 - ① 大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行います。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施します。
 - ② すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行います。また、代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととします。
 - ③ 省エネルギー診断を実施した結果は、本市のホームページで公表する等の方法により、情報公開を図ります。
- (ク) エネルギー管理の徹底を図るため、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を

導入します。

- (ケ) 省エネ法に基づくエネルギー管理を実施します。(管理標準の作成及び、管理標準に基づいた適正な運用)

※5 ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減 (BEI =0.7)
- ・ 事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減 (BEI =0.6)

※6 ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

※7 省エネルギー診断：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に定める「省エネルギー診断」。

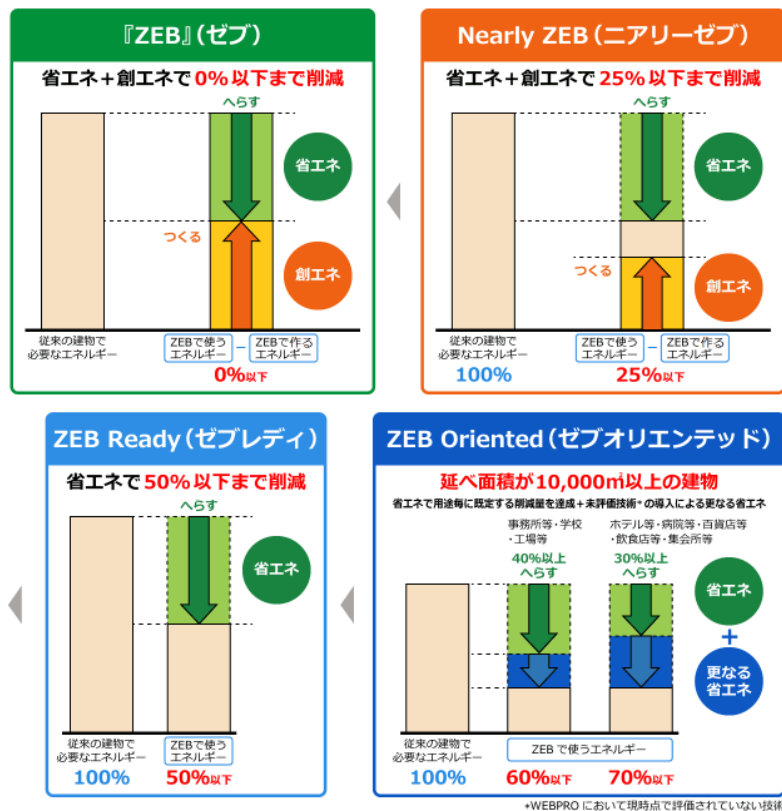


図9 ZEBの種類 出典：環境省 ZEB PORTAL

イ 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- (ア) 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図ります。また、支障のない限り混合セメントの利用に努めます。
- (イ) 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行います。
- ① 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努めます。
 - ② 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認します。
- (ウ) 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行います。
- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置します。
 - ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置します。
 - ③ 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図ります。

(エ) 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとします。また、市産材の利用を促進します。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとします。

(オ) 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進します。

(カ) 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促します。

(キ) 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行います。

① 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努めます。

② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図ります。

(ク) 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図ります。

(ケ) エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進めます。

(コ) 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定します。

(サ) 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図ります。

(シ) 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図ります。

(ス) 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)の基本方針に準じて、温室効果ガスの排出削減に関する内容を盛り込んだ提案が促されるよう努めます。

ウ 2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラルを見据えた取組

- （ア） 2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組みます。
- （イ） なお、設備の脱炭素化に当たっては、岡崎市業務継続計画（BCP）、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討します。

エ 環境負荷の少ない工事の実施

- （ア） 建設廃棄物の発生抑制と適正処理を図ります。
- （イ） 建設副産物のリサイクルを促進します。
- （ウ） 環境負荷の小さい建設材の使用を検討します。
- （エ） 工事中の交通渋滞緩和及び安全対策を図ります。

オ 敷地内及びその周辺の自然環境の保全の推進

- （ア） 既存緑地の保全に努めます。
- （イ） 敷地境界の植栽を促進します。
- （ウ） 公共施設のグラウンドなどの芝生化を推進します。
- （エ） 透水性舗装、グラスパーキング（駐車区画における一部芝生化）を検討します。
- （オ） 太陽光発電設備の導入とバランスを図りつつ屋上及び壁面の緑化を図ります。
また、周辺緑化を推進します。
- （カ） 安全で快適な歩行者空間や自転車道及び自転車駐輪場整備を進めます。

カ 省エネ機器の導入及び保守・運用管理による省エネの推進

- （ア） 適正規模の機器を選択します。
- （イ） 高効率機器又は省エネ性能の高い機器を選択します。
- （ウ） 複数課での共有などによる機器設置台数を最小化します。
- （エ） 定期的な保守点検による性能維持に努めます。
- （オ） フィルター等の定期的清掃を行います。
- （カ） 自動販売機の適正配置及び省電力機器の設置を要請します。
- （キ） 設備の適正運用についての専門業者との検討及び見直しを行います。

キ 電気自動車用充電設備設置の推進

- （ア） 本市の公共施設に一般開放型充電設備を設置し、電動車の普及の推進を行い、

市域内の二酸化炭素排出量を削減します。

- (イ) 施設管理者が管理、運用を行い、設備利用手数料の設定し、料金を徴収します。
- (ウ) 設備利用手数料はランニングコストを回収できる費用を徴収します。電気料金
の状況を見ながら、年度ごとに料金を見直します。

(3) 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

ア 電動車の導入

- (ア) 本市の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・
既存の車の更新については電動車の導入を促進します。2025 年度（令和 7 年度）
以降全て電動車とし、2030 年度（令和 12 年度）までに電動車の導入率を 30%以
上とすることを目指します。
- (イ) 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車
（PHEV）を優先的に導入することとします。
- (ウ) 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も
含みます。
- (エ) これらの目標を達成するため、計画的に電動車を導入することとし、電動車の
導入に当たっては、シェアリングの活用も検討します。
- (オ) 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車
を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先
的利用を図ります。
- (カ) 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行います。
 - ① 公用車 1 台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ
細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減
を図ります。
 - ② 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）以外の車両については、アイドリ
ング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なア
イドリングの中止等の環境に配慮した運転を行います。
 - ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施します。

イ LED 照明の導入等

- (ア) 庁舎等の新築・改修時には、LED 照明を標準設置するとともに、既存の庁舎
等においても、計画的に LED 照明への切替えを行います。本市全体の LED 照明
のストックでの導入割合を、政府実行計画に準じて、2030 年度（令和 12 年度）
までに 100%とします。
- (イ) LED 照明の導入に当たっては、用途等も考慮した上で、可能な範囲で調光シ

システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図ります。

- (ウ) 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯します。

ウ 再生可能エネルギー電力調達の推進

- (ア) 2030 年度（令和 12 年度）までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とします。
- (イ) 電力調達に際しては、(株)岡崎さくら電力との契約を原則とし、電力需給契約締結前に(株)岡崎さくら電力と協議することとします。

エ 省エネルギー型機器の導入等

- (ア) パソコン、コピー機等の OA 機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択します。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とします。
- (イ) 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底します。

オ その他

- (ア) 自動車利用の抑制等
- ① WEB 会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めます。
 - ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用します。特に勤務公署から 2 km以内の範囲においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとします。
 - ・ 警備上支障のある場合
例：警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・ 業務上支障のある場合
例：緊急業務、資材等の運搬を伴う業務、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
 - ③ 来庁者に対しても電動車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかけます。
- (イ) 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択します。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とします。

また、省資源行動の推進として、トイレにおける消音機の使用、バケツ利用による洗浄、洗車の励行によっても、節水に努めます。

(ウ) リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、庁内で不要となった物でまだ使うことのできる物品の有無を確認するなどして再利用の可能性を検討することとします。
- ② 再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入します。
- ③ その事務として、容器包装を利用する場合にあつては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図ります。
- ④ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ⑤ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促します。
- ⑥ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達します。

(エ) 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進します。
- ② 本市の内部で使用する資料に加え、審議会等の本市関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図ります。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底します。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底します。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限します。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進します。
- ⑤ FAX は、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととします。

(オ) 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底します。

- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとします。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行います。

(カ) 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用します。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用します。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用します。

(キ) グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低 GWP 冷媒）を使用する製品を積極的に導入します。

(ク) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置 台数の減少など適正な配置を促します。

(ケ) フロン類の排出の抑制

- ① HFC 等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。)に基づいて、機器の簡易点検（管理者による 3 月に 1 回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による 1 年又は 3 年に 1 回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行います。
- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT 技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図ります。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RaMS）を活用するなど、電子化に取り組みます。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底します。

(コ) 電気機械器具からの六ふつ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力 SF₆ の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努めます。

(4) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

ア 廃棄物の 3 R + Renewable

- (ア) ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- (イ) 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 3 年 2 月 19 日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないようにします。
- (ウ) 食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行います。
- (エ) 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置します。
- (オ) コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めます。
- (カ) 食べ残し、食品残さなどの有機物質について、再生利用や熱回収を適正に実施できる者への委託を検討します。
- (キ) 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、本市として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を適正に実施できる者に委託します

イ 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図ります。

ウ 本市主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- (ア) 本市が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行います。
- (イ) 本市が後援等をする民間のイベントについても、(ア) に掲げられた取組が行われるよう促します。

(5) ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

ア ワークライフバランスの確保

- (ア) 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。定時退庁の一層の徹底を図るため、正規勤務時間以外の時間は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催等を実施しないこととします。

- (イ) 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的取得の一層の徹底を図ります。
- (ウ) テレワークの推進や WEB 会議システムの活用等により、多様な働き方を推進します。

イ 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- (ア) 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進します。
- (イ) 庁内誌、パンフレット、庁内 LAN 等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行います。
- (ウ) 地球温暖化対策に関するセミナー、研修への職員の積極的な参加が図られるよう必要な周知等に努めます。

ウ 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。

エ 職員の環境保全意識の向上及び行動の推進

- (ア) 市関連施設周辺の環境美化活動へ参加します。
- (イ) 自転車や公共交通機関の利用による通勤と、自動車通勤をする者でエコ通勤が可能な者への月 3 回以上のエコ通勤を推奨します。
- (ウ) 階段利用の奨励（2UP3DOWN、登退庁時 4UP5DOWN）します。
- (エ) 市内農林水産物の消費など地産地消を推進します。
- (オ) 有機農業など環境保全型農業による農作物の消費を推進します。

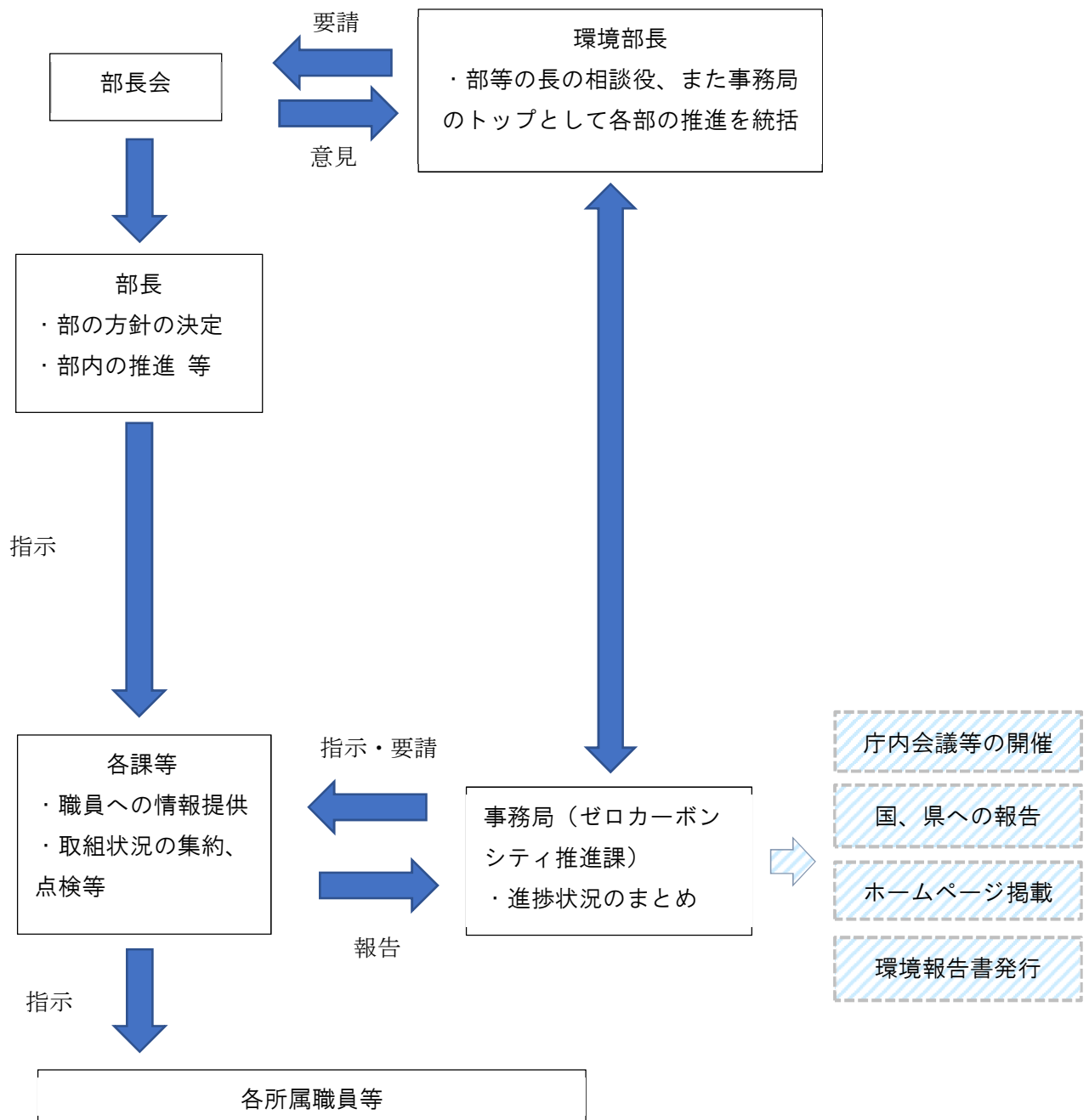
(6) 地球温暖化対策計画の施策に準じた行動の推進

市の事務事業は、地球温暖化対策計画で定められた内容に準じて実施します。

Ⅵ 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

計画の推進、点検・評価に当たっては、庁内の地球温暖化対策を推進する会議等において、その基本的な方針などの意見を聞くとともに、計画の実効性を確保するため、各課（公所）などに環境推進員を置き、取組状況の点検を行う体制を以下のとおり構築します。



2 公表

進捗状況については、毎年度、市のホームページや環境白書等の媒体を通じて広く市民に公表します。

3 計画の見直し

令和3年度から令和7年度までの5年間で、年度ごとの取組状況の点検結果や、社会状況等の変化を受けて、取組や目標値の大幅な変更が必要な場合は、適宜見直しを行います。